

別記様式第21号(第51条第1項関係)

(日本産業規格A列4)

事 業 区 分 変 更 通 知 書

殿

法 務 大 臣

印

厚生労働大臣

印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第1項第7号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第37条第2項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

1許可番号	
(ふりがな) 2監理団体の名称	
3変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。